

市道等境界確定協議に係る片決め可能基準

次の基本条件に加えて、追加条件の各号いずれかに該当する場合、申請者又は申請者代理人及び監理課は、事前協議を経て、申請地の対側地（道水路を含む。）との境界確定を省略できる（以下、「片決め」という。）ものとする。ただし、省略する場合にも、対側地側の土地所有者等にその旨を伝えるなどの配慮が望ましく、立会日までに、対側地側で、何らかの紛争が判明した場合は、片決めを行わない。

1 基本条件

- (1) 現況道水路の幅員及びその公図幅が共に4メートルを超えること（道路後退に該当しないこと。）。
- (2) 公図から、未登記市道又は未登記水路がないと判断できること。
- (3) 特別な経過（例えば、過去立会いの結果で紛争や懸案事項がある。）がないこと。
- (4) 公図と現地が整合していること。

2 追加条件

(1) 幅広の道路幅員

道路幅員（現況平面で歩道及び側溝を含む）が6メートルを超える場合。ただし、6メートル超えに僅差で満たない場合は、現況図ほか各種資料を基に、また、交通量も考慮して、これに該当するかを判断する。

(2) 交通量（土地家屋調査士が申請者代理人の場合は、この限りでない。）

2車線以上の交通量が激しい市道（幅員4メートル以上6メートル未満）で、道路幅員の測定が困難な場合。ただし、申請地の対側地は、既存の境界標又は道路構造物と、公図又は地積測量図（申請地の対側地側の道路内又は民地内）が、ほぼ整合すること。

(3) 市道敷に地積測量図

立会い成果がないが、道路内に地積測量図が登記され、境界標の一部が亡失している場合で、地積測量図（※）の座標、引照点等記載データを基に境界を復元可能な場合。ただし、境界標のほとんどが亡失している場合は、境界復元の可能性について、市と事前協議をすること。

(4) 土地区画整理事業地

土地区画整理事業地内の官有地で、事業図に官地幅の記載がある場合。又は官地幅の記載はないが、既存の境界標や道路構造物からなる現況道路幅と、事業図及び公図の官地幅が一致する場合

(5) 過去立会い済の再立会い

過去に立会い成果があり、かつ、境界標の一部が亡失している場合、境界確定図

又は当該立会い成果に基づく（官地内又は民地内の）地積測量図（※）の座標、引照点等記載データから境界を復元可能な場合。ただし、境界標のほとんどが亡失している場合は、境界復元の可能性について、市と事前協議すること。

(6) 水路において、上記(3)から(5)までの基準を満たす場合

(7) 改良区が所有する水路

申請地の対側地が改良区所有の水路で、その水路と（官地）道水路との境界確定を省略することについて、改良区の承諾がある場合

(8) その他、市長が特に認める場合

※ 平成5年不動産登記法改正以降の地積測量図作成基準（辺長、境界標及び引照点の表示）によるものに限る。

### 3 その他（片決めを行った場合の境界確定図作成指針）

(1) 複数の引照点を記載すること（引照点からの距離、引照点座標値を記載する）。

(2) 片決めであることを明記すること（例：「本図は、申請地側のみの立会により、官民境界を確定したものである。」）。